

佐久地域流域水循環研究検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 佐久地域周辺（以下「佐久地域」という。）の地下水等水資源を取り巻く現状を把握し、関係市町村、住民及び関係団体における課題等について、相互に情報交換を行い、住民生活に欠かすことのできない地域共有の貴重な財産である水資源を未来に確実に継承していくことを目的として、佐久地域流域水循環研究検討委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 佐久地域の地下水等水資源保全の研究・検討に関すること。
- (2) 佐久地域の水循環の研究・検討に関すること。
- (3) 佐久地域流域水循環協議会設置要綱第1条に規定する佐久地域流域水循環計画（仮称）の検討に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 前項の役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項の研究・検討を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、委員長が所属する団体の所在地に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

(別表) (第3条関係)

所属	職
小諸市	環境水道部長
佐久市	環境部長
東御市	市民生活部長
小海町	町民課長
佐久穂町	住民税務課長
川上村	産業建設課長
南牧村	産業建設課長
南相木村	総務課長
北相木村	経済建設課長
軽井沢町	環境課長
御代田町	企画財政課長
立科町	建設課長
東信森林管理署	署長
佐久地域振興局	局長
佐久建設事務所	所長